

いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

雇用ニュース

第356号

12
2011



「初雪（高萩市）」角田孝 第14回いばらき自然環境フォトコンテスト

新規学校卒業者求人受付中！

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢	2
茨城県知事・茨城労働局による経営4団体への求人要請！	3
いばらきジョブフェスタ（高卒者就職面接会）開催！	4
茨城県における障害者の雇用状況について	5
茨城県の「高年齢者の雇用状況」集計結果	6
3年以内既卒者（新卒扱い）奨励金制度の実施期間の延長のお知らせ	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

県内の雇用情勢

有効求人倍率0.70「雇用情勢は、緩やかな改善の動きがみられるものの、依然と厳しい状況である」

有効求人数(原数値)は18か月連続の増加

1 概況

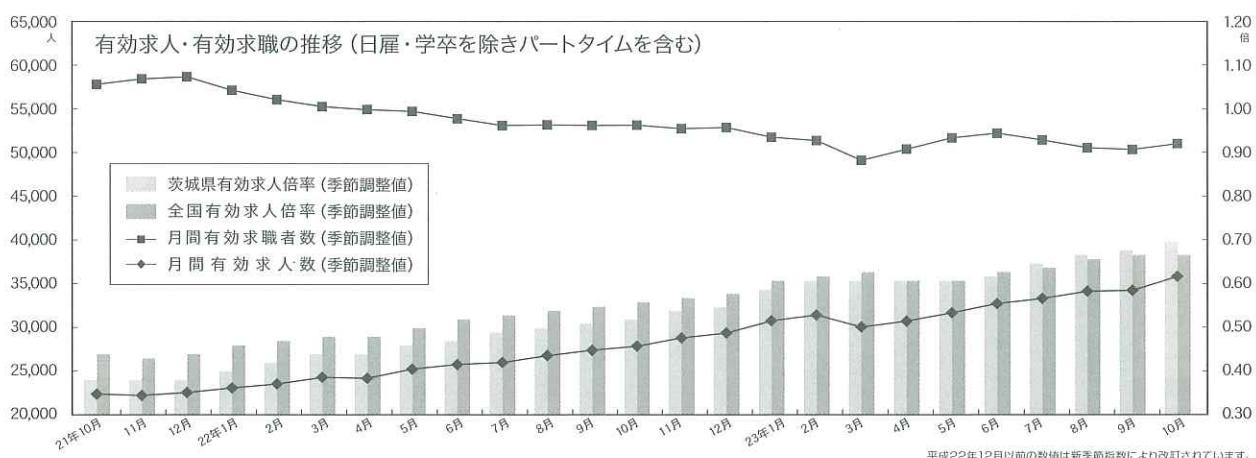
10月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は15,365人で前年同月に比較して26.7%増と20か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同32.0%増と22か月連続で増加しました。

新規求職者数は12,295人で前年同月比4.9%の減少となりました。雇用形態別に見ると、一般は同6.5%の減少となり、パートタイムは同1.1%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者(34歳以下)は減少し、高齢求職者(60歳以上)は増加となりました。

有効求人数(原数値)は38,040人で、前年同月比で28.8%増と18か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は50,918人で同3.8%減と18か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.70倍(季節調整値)と前月を0.02ポイント上回りました。なお、原数値は0.75倍と前年同月を0.19ポイント上回りました。



平成22年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は15,365人となり、前年同月と比較すると26.7%増加となりました。

産業別にみると、運輸・郵便業(前年同月比54.6%増)、建設業(同50.1%増)、卸売業・小売業(同40.0%増)、製造業(同32.0%増)、医療・福祉(同31.8%増)、情報通信業(同28.5%増)、サービス業(同26.5%増)、生活関連サービス・娯楽業(同19.5%増)、宿泊・飲食サービス業(同15.3%増)、学術研究・専門・技術サービス業(同13.6%増)で増加しました。

一方、その他の産業(同27.1%減)では減少しました。

規模別で見ると新規求人数の約半数(55.5%)を占める29人以下(同36.3%増)、30~99人(同28.4%増)、100~299人(同20.2%増)では増加となり、500人以上(同31.4%減)、300~499人(同4.5%減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると35.9%増と20か月連続で増加し、パートタイム求人も同12.0%増となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,967件で、前年同月と比較し5.6%減と4か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は24.1%と、前年同月(24.3%)を0.2ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は11,892人と、前年同月比で4.1%減と5か月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は744人で、資格喪失者の割合では7.5%(前年同月9.1%)となり、事業主都合離職者数では前年同月比13.7%減と5か月連続の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は12,295人となり、前年同月比で4.9%減と2か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は69.4%(前年同月70.6%)と1.2ポイント下回り、数では前年同月比で6.5%減と5か月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で30.6%(前年同月29.4%)と1.2ポイント上回り、数では同1.1%減と2か月連続の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は40.3%となり、前年同月(40.6%)を0.3ポイント下回りました。若年求職者数では前年同月比で5.9%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は14.0%となり、前年同月(12.2%)を1.8ポイント上回り、高年齢求職者数では前年同月比で9.0%の増加となりました。

茨城県知事・茨城労働局長 経済4団体に求人、採用枠拡大を要請！

— 平成23年12月1日、水戸三の丸ホテル —

茨城労働局は、茨城県と連携して12月1日県内経済4団体に対して、求人及び新規学校卒業者の採用枠拡大について要請を行いました。

当日は、水戸三の丸ホテルにおいて、橋本昌茨城県知事、鬼丸良一茨城労働局長、小野寺俊茨城県教育委員会教育長、横山仁一茨城県商工労働部長、県内経済団体4団体(関正夫茨城県経営者協会会长、幡谷祐一茨城県中小企業団体中央会会长、和田祐之介茨城県商工会議所連合会会长、外山崇行茨城県商工会連合会会长)が出席し、茨城県緊急経済・雇用対策本部長の橋本知事と茨城労働局新卒者就職応援本部長・茨城労働局緊急雇用対策本部長の鬼丸労働局長から4団体の代表者に、「求人及び新規学校卒業者の採用枠の拡大」を求める要請書を手渡しました。

今回の要請は、茨城県の10月の有効求人倍率が0.70倍と緩やかな改善の動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあり、さらに、来春卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境も、震災や円高の影響による先行き不透明さから、就職希望者に対し求人数が不足するなど昨年度に続き厳しい状況にあるなど、多くの学生の就職が決まらないまま卒業を迎えることが懸念されている情勢を踏まえて行われました。

これまで茨城労働局並びに茨城県では、学校とハローワーク、いばらき就職・生活総合支援センターが連携し、一人でも多くの求職者や新規学校卒業者の就職が実現するよう全力を挙げて求人の確保に努めている

ところですが、より一層の求人確保を図るための要請となりました。



求人要請を行う鬼丸労働局長



要請書を手渡す鬼丸労働局長



平成24年3月卒業予定の高校生を対象にした 「いばらきジョブフェスタ」就職面接会を開催!

茨城労働局は、10月末時点における県内の新規高卒者の内定率が56.6%と、就職希望者のうち未内定者が2,044人となるなど、新規高卒者を取り巻く就職環境が依然厳しいことから県内6会場において「いばらきジョブフェスタ」(新規高卒者就職面接会)を開催することとしました。

県内のトップを切って平成23年11月30日(水)にホテルレイクビュー水戸において、ハローワーク水戸・笠間・常陸大宮主催による「いばらきジョブフェスタin水戸」が開催されました。

午前中は、「面接直前プレゼンター」として、参加した高校生を対象に「効率のよい面接会の進め方」「面接のポイント(好印象を与える態度とビジネスマナー)」のセミナーを開催しました。

午後の面接会は、厳しい雇用情勢による就職難を反映して、水戸会場には427名(55校)の卒業予定者が参加し、事業所は69社参加しました。

各ブースでは面接が行われ、参加者一人一人が真剣な眼差しで、人事担当者の話を聞いておりました。当日の面接件数は1,048件となり、その結果当日採用内定者は8人、後日面接者は514人となりました。

また、応募することを悩んでいる高校生のため「職業相談コーナー」と、介護職や農業関係への就職を希望する学生のための「福祉人材コーナー・就農相談コーナー」も設置して高校生の相談に応じていました。

今後、12月6日に「いばらきジョブフェスタin神栖」、12月7日に「いばらきジョブフェスタin結城」、

12月8日に「いばらきジョブフェスタin常総」、

12月9日に「いばらきジョブフェスタin土浦」、

12月14日に「いばらきジョブフェスタin日立」が開催されます。



水戸会場の面接風景



プレゼンターを受講する高校生



茨城県における障害者の雇用状況について

民間企業の障害者実雇用率 1.54%

～民間企業に雇用されている障害者は 8.5%増加～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、社会連帯の理念に基づき事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用することを義務付けており、事業主は毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告することになっております。

茨城労働局では、平成23年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をまとめました。

《茨城労働局ホームページ <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp> 掲載》

障害者法定雇用率

- 民間企業(56人以上規模の企業) 1.8%
- 県、市町村、独立行政法人等(48人以上の規模の機関) 2.1%
- 但し、県の教育委員会(50人以上の規模の機関) 2.0%

◆民間企業における雇用状況

平成22年7月に制度改正*があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況であります。県内に本社をおく民間企業(56人以上規模の企業)1,195社において、雇用されている障害者の数は3,870人で、前年より8.5%（302人）増加したが、実雇用率は1.54%であった。（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.65%程度になるものと推計される。）

*（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）

雇用率達成企業の割合は47.6%（569社）と前年より3.4ポイント低下したが企業数では9社増加しました。

法定雇用率未達成企業（626社）のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人企業）が62.5%（391社）を占めています。

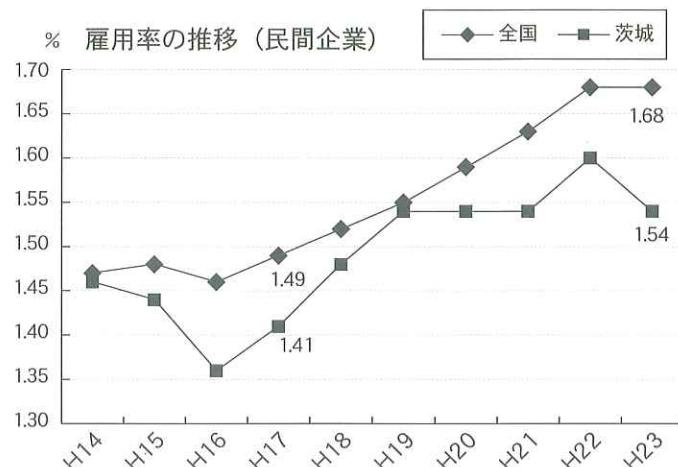
また、未達成企業のうち不足数が1人である企業は66.9%（419社）と過半数を占め、不足数が2人である企業は18.7%（117社）となっております。

◆法定雇用率達成に向けて

茨城労働局は、ハローワークと一緒に取り組んでいます。法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用促進法の遵守や障害者就職面接会への参加要請、障害者雇用促進に関する相談等、継続的な指導を行っています。

また、未達成企業のうち中小企業を中心とした啓発セミナーの開催や福祉施設等見学会を実施いたします。

障害者の雇用に関する相談（求人受理・求職情報・職業紹介・雇用管理等）は最寄りのハローワークにお気軽にご相談ください。



茨城県の「高年齢者の雇用状況」集計結果

「高年齢者雇用確保措置」実施済み企業 93.1%

～ 高年齢労働者 8.7%増加(2年連続)

年金の支給開始年齢引き上げ(平成25年4月から65歳)を受け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、企業に「定年の廃止」や「定年引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を報告することになっております。

茨城労働局では、平成23年6月1日現在における同報告書を集計し、その結果をまとめました。

今回の集計は、「31人以上規模」の企業2,268社の状況をまとめたもので、常時雇用する労働者が301人以上規模を「大企業」、300人以下の規模を「中小企業」としております。

《茨城労働局ホームページ <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> 掲載》

◆高年齢者雇用確保措置などの実施状況

○実施済みの企業割合は93.1%と前年を3.8ポイント下回った。

企業規模では、中小企業で92.9%と前年を3.8ポイント下回り、大企業では95.5%と前年を2.9ポイント下回っている。

○希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合は52.7%と前年を2.5ポイント上回った。

特に中小企業で54.5%と前年を2.6ポイント上回り、取組が進んでいる状況でした。

○70歳まで働く企業の割合は17.5%と前年と同率で、特に中小企業では18.3%、うち「31～50人」規模では20.5%となっております。

◆定年到達者の継続雇用状況

過去1年間の定年到達者のうち、継続雇用された人は4,773人と全体の78.4%で、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した人は1.1%の68人でした。

◆高年齢者雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

60歳以上の常用労働者数は、前年に比べ8.7%増加の32,033人となりました。

60歳以上64歳では、24,799人と前年より2,597人(11.7%)増加しました。

65歳以上では、7,234人と前年より27人(▲0.4%)減少しました。

○雇用確保措置の定着に向けて

茨城労働局・ハローワークでは、未実施企業「156社」に対し個別指導を実施いたします。

○希望者全員が65歳まで働く企業の普及に向けて

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、希望者全員が65歳まで働く制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行います。

○「70歳まで働く企業」の普及啓発に向けて

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働く企業」の普及・啓発に取り組みます。

3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の 申請をされる事業主の皆さんへ

奨励金制度の実施期間を延長しました!

上記2つの奨励金は、学校卒業後安定した仕事に就いていない若者の就職促進を図るため、3年以内既卒者を雇い入れた事業主に対して奨励金を支給するものです。

この奨励金制度は、平成23年度末までの時限措置でしたが、震災や円高の影響により、今後も厳しい就職環境が継続する可能性が高いことから、実施期間を延長しました。

延長内容	基本(特例措置以外)	東日本大震災特例措置
	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります^(※3)	平成25年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成25年4月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります^(※3)
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金 平成21年3月以降に大学等 ^(※1) を卒業後、安定した就労経験がない人が対象	正規雇用から6か月定着した場合に、 100万円支給 (奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り)	「震災特例専用求人 ^(※2) 」を提出し、対象者を雇い入れ → 正規雇用から6か月定着した場合に、 120万円支給 雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回(震災特例対象者10人)まで支給が可能
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金 平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労経験がない人が対象	有期雇用(トライアル雇用)期間(原則3か月) : 1人につき月額10万円、 正規雇用から3か月後: 50万円支給	「震災特例専用求人」を提出し、対象者を雇い入れ → 正規雇用から3か月定着した場合に、 60万円支給

※1 「大学等」とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。

※2 「震災特例専用求人」とは、被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した奨励金対象求人をいいます。

※3 平成21年3月1日から平成22年2月28日までに卒業した方は、平成24年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

- 各奨励金とも、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしていて、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた人が対象となります。(ハローワークまたは新卒応援ハローワークから紹介を受ける前に、対象者を雇用する取り決めをしている場合は、支給対象になりません)
- 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、その労働者を雇用したことがある場合(アルバイトなど短期雇用も含む)は、支給対象なりません。
- 平成23年11月20日以前に奨励金対象求人への紹介を受けている場合には、平成24年3月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

奨励金の支給には、このほかにも一定の要件があります。奨励金制度を利用される前に必ず、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク

LL230513 派若 01

